

## 紹介・コメント

# 原住アメリカ人に対する拘禁と民営刑事施設

フランク・スミス

CAPITALIST PUNISHMENT: Prison Privatization & Human Rights.  
Coyle, Campbell and Neufeld eds. (Clarity Press, Inc., Zed Books, 2003)  
Chapter 10 Incarceration of Native Americans and Private Prisons

紹介者：赤池一将

## 一 論文の紹介

合衆国のジェイルや刑務所には、郡、州、連邦を合わると、現在200万人を超える被拘禁者が存在している。その約1.6%が、アメリカ大陸やハワイ諸島の原住民である。このうち連邦施設だけを取り上げれば、原住アメリカ人の占める比率は2%となる。これは連邦政府が指定保留地での刑事管轄を保有していることによる。合衆国の被拘禁者全体のうち民営刑事施設に収容されている者の比率は6%程度であることからすれば、そうした営利刑事施設に拘禁されている原住アメリカ人は少数に過ぎない。しかし、それだけにその収容環境には注意が必要であるともいえるのである。

### 1 歴史的パースペクティヴ

刑事施設における原住アメリカ人の現状を十分に理解するためには、この問題をより広範な歴史的・社会的文脈におく必要がある。合衆国の大半の住民

は、自分の祖国が正義と自由の原則に基づいて建設されたと考えていよう。しかし、少し詳しく検討すれば、そうした認識は、ことアメリカ原住民との関係においては妥当しないことが明らかとなる。例えば、建国の父のなかで、人々がもっとも進歩的であると考えるのはトマス・ペインとトマス・ジェファソンであろうが、ペインは一貫してインディアンを「未開民族」という否定的な固定観念で呼び続け、また、ジェファソンはインディアンを植民地の進歩にとっての障害とみなしていた。合衆国が原住民に市民権を付与したのは1924年になってのことであり、それは、女性の参政権よりも5年、黒人男性の参政権より59年も後のことであった。

ところで、合衆国の歴史をみれば、アフリカ系アメリカ人が差別を受けてきたことはすでに周知の事実である。学校では、黒人に対する権利侵害がかつては憲法によっても認められていたことや、南北戦争は部分的には奴隷制に対する戦いであったことが教えられている。奴隷解放令や合衆国憲法修正13条ないし15条の説明はもちろんのこと、奴隷制やリンチ事件等々のアメリカ史の裏側もたいてい取り上げられている。キング牧師の名は、おそらく多くの凡庸な大統領よりも知られていることであろう。それ故、生徒たちは、貧窮者が密集する都心部で流行しているクラック・コカインに対する処罰と、郊外の富裕層が好む粉末コカインに対する処罰との間の埋めようのない格差について、人種的な沿革のもつ意味を理解するようになる。同様に、黒人成人がまったく同じ犯罪で訴追された白人の約50倍も高い比率で刑事施設に収容されることや、黒人男性の3人に1人がプロベーション、パロール、ジェイル、刑務所等の何らかの刑事制裁を理由に施設に収容されていることの意味を理解することになるのである。

しかし、黒人に対するのと同様の権利剥奪や刑事司法システムにおける差別的な扱いが、南部同盟（奴隷廃止に反対して合衆国からの分離を図った南部11州による同盟）の成立以降、原住アメリカ人に対して継続されてきたことを、また、この国の初期の植民によって原住民を狭く住みにくい指定保留地に押し

こんだことを、さらには、南北戦争による革命後の南東部地方において原住アメリカ人に加えられた残虐な行為を、どれだけのアメリカ人が理解しているであろうか。原住アメリカ人の部族で、迫害を受けることのなかったものはほとんどない。ヨーロッパ系アメリカ人と原住民との間の長い混乱がもたらしたものは、土着の文化に対する徹底した無視と差別であった。土地の侵奪、追放、剝奪、パターンリスティックな支配的態度は、公営・民営を問わず、今日の刑事施設における原住アメリカ人問題の背景をなすものである。そして、このことは、特に、民営刑務所でのインディアンの拘禁条件において顕著になる。

## 2 刑事司法と不正義

原住アメリカ人と刑事司法システムとの関係について、顕著な問題が4点ある。第1は、不均衡な拘禁率という問題である。人口比から見れば、アフリカ系アメリカ人以外のどの人種よりもはるかに高い水準で原住アメリカ人は拘禁されている点である。第2は、伝統的に政府が行なってきた蔑視政策である。その結果、いわば制度的な偏見のもたらす問題が見逃されている。第3は、原住民の精神的な充足や故郷のコミュニティーへのアクセスの欠乏という問題である。そして、最後が、収監原因に占めるアルコール関連行為の比率の高さである。これらの4つの問題が、特に民営刑務所においてどのような特殊な問題を提起することになるかを以下に検討する。

### (1) 不均衡な拘禁率

合衆国では、約26,000人の原住アメリカ人が刑事施設にいる。この数字は、一般人口での比率よりも38%<sup>(1)</sup>高い数値である。しかしながら、もし黒人（被収容者の約半数を占める）を計算から除けば、非黒人の諸集団と比較して、この比率がひどく高いものであることがわかる。例えば、アラスカにおいて、成人被収容者の40%を原住アメリカ人が占めているが、この州においては原住アメリカ人の人口比率はわずかに16%にすぎない。アラスカでは1996年と2000年の間に、白人男子の拘禁者総数はわずかに6%上昇しただけであるが、原住民男

子の総数は23%上昇している。同様に、女子被収容者の総数は26%上昇しているが、原住民の女性はこの4年間に41%の急騰を見せている<sup>(2)</sup>。

もっとも、各州の比較を行えば、被収容者人口に占めるエスニックの比率は州によって大きく異なることがわかる。アリゾナでは、多くの指定保留地の警察活動には部族当局があたり、裁判所での審問が行なわれているが、ここでは、インディアンの収監率は非住民と比較して大差はない。しかしながら、他の州では事情は異なる。州民の10%がインディアンであるサウス・デコタでは、被収容者に占める住民インディアンの比率は男子で23%、女子が35%である。ワイオミングでは、州の人口全体の2%に過ぎないインディアンは、被収容者の7%を占めている。モンタナでは、原住アメリカ人の人口は全体の6.8%に過ぎないが、拘禁人口では男子で18.8%、女子で29.6%に及ぶ。さらに気にかかるのは、そこで過去10年間の被拘禁者人口の増加は2倍足らずではあるが、女子のインディアンは17名から81名に増え、376%増加している点である。さらに文献を検討しても、なぜ女子の収監率の伸びが男子よりもはるかに急速であるのか、あるいは、なぜ、女性の原住民の収監率の伸びが白人女性よりもはるかに速いのかに関する情報は無い。原住ハワイアンは州の被収容者の40%を占めている。

## (2) 制度的偏見

アフリカ系アメリカ人だけでなく、原住アメリカ人についても、刑事司法制度自体がもたらす人種差別の実態に注目する必要がある。暴力犯罪の自己報告調査は、黒人の若者が暴力犯罪を行う比率が白人の若者よりも50%多いことを示している。しかし、暴力犯罪を理由に逮捕される黒人の若者は、同世代の白人の4倍に、そして、収監される者は7倍に及ぶことも明らかになっている。白人の若者は、20歳代の前半に暴力的な行動を卒業するが、もし黒人の若者の就業率が白人と同じであれば、彼らが暴力に訴える率も同様に低く見込まれることになるだろう。ところが、この種の研究が、原住アメリカ人について行われたことはない。インディアンの高い拘禁率の原因はなんだろうか。

統計調査によれば、警察との最初の接触から判決に至るまで手続のあらゆる段階で示されている点であるが、<sup>(3)</sup> 原住アメリカ人は人種を理由に過度に高い比率で処罰されていることが明らかである。問題は根深く複雑で、ある特定の原因を挙げることはできないが、インディアンは他のアメリカ人よりもはるかに早期に（例えば、合衆国の受刑者の平均的な年齢は34歳であるが、インディアン受刑者では、それは20歳に満たない）、しかも軽い犯罪で拘禁されている。また、原住アメリカ人にパロールが与えられる機会は少なく、白人の半分の率に留まる。逆に、その取消し率は白人の2倍もある。服役期間も比較的長期となっている。今回、刑事司法システムに直面して原住民が経験した困難を調査した際、面接した数十人の約3分の1が拷問体験に言及している。原住民出身者が司法関係者に少ないことは、しばしば言及されてきた点であるが、興味深いのは拷問を介して原住民が自白だけでなく、嫌疑をかけられた犯罪に関する詳細な情報提供をも迫られている点である。

民営刑務所では、職員は、経験に乏しく、その職場に定着する者は少ない。彼らに社会復帰環境の整備や、特に、その際に原住民の伝統に配慮した支援を行うことは期待できない。実際、原住民が刑事司法に押し込まれるプロセスは、彼らの文化と異質な収監に始まり、刑事手続についても、それを修復の過程と捉え、正直さを尊重する彼らの伝統的な捉え方とは大いに異なるのである。また、公立の刑事施設には通常はパロールやプロベーションの職員がいて、受刑者の出所後の生活に対する支援を与えているが、民営施設においてはそうした援助はほとんどない点もここで留意しておく必要がある。

### (3) 宗教的・文化的問題と社会復帰

原住アメリカ人の受刑者は、しばしば重大な文化的差別に直面する。出身コミュニティにおける関係修復のためのサークル（「輪」）には、伝統的な資源が用いられる必要がある。彼らの行った犯罪に対する責任の受容とは別に、加害者は被害者に対する賠償に取り組む必要があり、他者に危害を加えるに至った自分の行動と態度を浄化する必要がある。そのためには年長者や精神的指導

者から助言を受けるべく修復サークルに参加する必要がある。

文化的基盤を尊重した社会復帰と刑務所運営やその規則との間にはしばしば不一致が認められる。例えば、伝統的な修復サークルが再犯抑止に効果があるとしても、サークル開催に必要なロッジにせよ、独特の長髪にせよ、施設の規則がこれらを認めることはない。また、他の人種に対しては要求されないのに、原住民の被収容者が文化的活動に参加する際には、彼らがネイティブの子孫であることの証明が求められている。ヒマラヤ杉やセージ等の祭事に使用する物品を所持することも認められていない。モンタナ州では、キリスト教の聖歌隊が検査なしに施設内に入ることを認められる傍らで、原住民の被収容者に助言を与えに来所した薬剤師は所持していた薬袋の中身とともに裸体検査を要求されたこともある。被収容者はキリスト教にせよイスラム教にせよ4つの経典を所持することを認められている。しかし、原住民にはたった1つの経典が許されているだけだ。民営施設の運営を監督するポストさえ予定されていない州が少ない状況を踏まえると、こうした原住アメリカ人受刑者に対する差別的対応の改善を民営刑務所に求めることには無理がある。

白人のアメリカ人には、自分たちの土地を奪われた者の気持ちを本当に理解することは難しいのかもしれない。北米の原住民は、何代にもわたって自分の居住地を追われ、無理やり遠方の寄宿学校に通わされ、自分たちの言語を話しては処罰されてきた。尊敬する年長者の教えを中心としたコミュニティーと家庭は、テレビ、漫画、車、ゲームなどによる西側社会からの強制的な同化の力に晒された。居留地や町に移ったインディアンが遭遇したのは、それまでの生活とは隔絶された現実であり、見知らぬ文化であった。施設において、自分たちの文化を取り戻す試みは、インディアンの受刑者には重要な意味がある。

伝統的な祭事の尊重を望む被収容者に対する差別を撤廃すべく、長くインディアン問題に関わってきたイノウエ (Daniel Inoue) 上院議員は、1993年に原住アメリカ人の信仰の自由に関する法律を成立させた。この法律は、インディアン受刑者に宗教上の儀式と精神的指導者との接触、儀式で用いられる祭具

の入手、宗教上の定められた食事についての平等を一往は付与するものである。この法律は、被収容者の伝統的な信念として長髪を許した。法律に署名する際、クリントン大統領は、「アメリカにおける信仰の自由の復権は、伝統的な原住アメリカ人の宗教的実践が、それに値する保護を受けるまで完成したとはいえず、政府は、これまでも、そしてこれからも原住アメリカ人に対して積極的に関与し続けるであろうし、議会はそうした関心を立法に移す」と述べた<sup>(4)</sup>。しかし、この賞賛すべき見解の精神は、以後の連邦最高裁の判決において尊重されたとはいえない。1988年のライング対ノース・ウエスト・インディアン共同墓地協会事件判決において、すでに1978年に立法されていたアメリカ・インディアンの宗教的自由を回復する法律は、法律であるよりもひとつの政策であるとみなされ<sup>(5)</sup>、最高裁は、1997年のテキサス州ボーン市対フロール事件において、この法律は合衆国憲法修正14条に反すると断定したのである<sup>(6)</sup>。

この他、原住アメリカ人の宗教的機会へのアクセスを否定する重大な事情として、故郷のコミュニティーと施設との物理的距離という問題がある。原住民は、自分の生まれ育ったコミュニティーと密接な関係を維持している。その社会復帰を成功させるためには、彼らの大家族や支援システムとの関係を維持する必要がある。彼らの拘禁場所が家や家族から、数百マイル、時には数千マイルも離れていることは珍しくない。民営刑務所の誕生以来、多国籍企業である参入企業は、税金と賃金がかつとも廉価なエリアに施設を設けてきたため、こうした状況は特に悪化している。少数民族の被収容者は、すべて数千キロ離れた場所に移送されている。例えば、ハワイの原住民は、アリゾナとテキサスで辛酸を味わった後、現在はオクラハマで収容されている。ワシントンDCの受刑者も、また、フローランスの別の民営刑務所に収容されている。そこにはアラスカから来た800名の受刑者がおり、そのうち300名が原住アラスカ人である。これらの原住民の多くは営利刑務所での処遇に強烈な不満を表明している。

カリフォルニアの受刑者に関する30年前の研究からも、3人以上の面会を出

所前の3ヶ月間に受けた者の再犯は、面会を一切受けていないものの6分の1であることが明らかにされている。しかし、民営であれ州営であれ、遠隔地の刑事施設に拘禁されれば、原住民受刑者は再犯防止に必要な絆を断たれてしまうことになる。より重要なことは、刑務所の実人員と収容定員とのギャップを埋めるために民営刑務所に過度に依存している州が、アラスカやハワイという最遠隔地に囚人を移送している点だ。そこで、モンタナ州は、州内での民営刑務所建設を許可して自州の受刑者を州内に戻し、ウイスコンシン州は、投機用に建設された空きの刑務所を最近になって買い取り、自州の受刑者（人口比に比して原住アメリカ人の割合が大きい）の帰還を行う動きを見せている。

原住民のコミュニティでは、アルコール中毒問題に対するユニークな解決策を模索している。しかし、どちらかといえば結果よりも経費の節減に関心を置く収益追求型の刑務所環境において、こうした関心が尊重されるようには思われない。

### 3 原住アメリカ人の司法慣習

伝統的に、原住民のコミュニティにおいて、司法は応報的であるよりも和解的な性格を強く有していた。司法は、コミュニティ、加害者、そして被害者のために犯罪行為への対応を行うことを目的としていた。部族構成員の行動が出身地のコミュニティにとって耐え難いものであり、年長者によるカウンセリング、地域社会での侮辱、その他の方法によって困難をコントロールすることができない場合には、追放刑こそが最後の手段として用いられた。そして、この刑罰はもっとも重い苦難として捉えられていた。例えば、アラスカでの「ブルー・チケッティング」は犯罪者にその村を捨てさせる手続である。しかし、それは最後の手段、つまり、自給自足的で協調的な社会での最大の刑罰であった。ところが、拘禁という方法は、こうした考え方とはまったく異質である。

1996年のアラスカ司法センターの報告<sup>(7)</sup>では、調査対象となった大部分の原住



民コミュニティにおいて、犯罪に対する社会統制の方法が独自に確立されていることが明らかにされている。しかし、こうした法律外の実践がそれぞれの村で果たす役割がきわめて大きい一方で、同じくコミュニティに奉仕すべき司法職員は、一般的にこれを不当に低く評価し、時には無視している。大多数の回答は、犯罪と社会統制問題は、州警察の庇護の下でコミュニティ内部の者によって扱われることを望ましいとするものであり、また、薬物とアルコールの濫用をもっとも効果的にストップさせる集団の大きさとして部族による裁判を挙げる者の数は、州による裁判を挙げる者の8倍に達するとの結果が報告されている。

連邦司法省アメリカ・インディアンとネイティブ・ジャスティス・プログラム局のメルトン前局長が要約しているように<sup>(8)</sup>、アメリカ風のパラダイムでは、応報的な哲学が基礎とされ、階層的で、敵対的で、処罰的で、法典化した法律や成文の規則、手続、そして、指針等によって司法が形成されている。意思決定は、数人に限定され、被害者が損害を被っているのであるから犯罪者も同様に損害をこうむるべきだとの発想がみられる。要するに、刑罰は被害者を静め、社会の復讐心を満足させるために用いられている。対照的に、土着のパラダイムは、全体論的な哲学と北アメリカ原住民の世界観に基礎をもつ。そこでは、書かれざる慣習法、伝統等、主として部族の年長者による模範や口伝の意義が大きい。こうした全体論的な哲学は、司法のサークルによって具体的に表現される。ひとつの事件や紛争に関与したすべての者が一同に会し、問題の開示から、討議と解決、償いと関係修復に至るまで、同じ輪の中心を向き合って語りあうことになる、と。

修復的司法機関のウェヴ・サイトには、こうしたサークルの発展が記されている。1991年、カナダのユーコン地方裁判所のスマート（Barry Smart）裁判官が判決手続にこのサークルを導入したのが最初であるとされる。1996年には、司法手続をコミュニティと分担するこのサークルが、はじめて合衆国の通常の裁判に導入された。そこでは、すべての出席者、つまり、被害者やその

家族のほか、サークルへの自主的参加を希望して被害者の同意を得た加害者の家族やコミュニティーの代表者にまで発言権が与えられたのである。加害者は、事件での自分の罪責を受容し、サークルに加わることに同意しなければならない。サークルに参加することによって、人々は自分たちの相互関係、相互に依存した運命、人間性、精神性について今まで以上に意識をするようになる。関係性の認識こそ、正真正銘のコミュニティーの条件である。ここでも、民営刑務所の職員が、真剣にそうした信頼のプロセスを促進しようとはまったく考えにくいのである。

アラスカ州青少年司法局はひとつのパイロット・プロジェクトを設立した。その対象には凶悪少年が含められ、尊敬される年長者による協議会に出席した少年には犯罪に対する非-制度的な解決を命じるものである。このアプローチは北アメリカ中で妥当するものであるように思われる。アメリカ・インディアンの伝統的な犯罪対応は、その支持者を遠くベルギーや英国に見出している。これらの介入は塙を出た直後の支援とそこに生まれる絆を前提とする。しかし、この絆を民営刑務所において見出すことは困難である。イギリスの刑務所長を勤めた経験のあるコイル（Andrew Coyle）は、これらの方法の要諦を以下の諸点にまとめている<sup>(9)</sup>。

- 受刑者の中で、犯罪が被害者に及ぼす影響の強さをこれまで以上に意識させ、被害者と加害者の直接的な和解プログラムを作り上げること。
- 刑務所内での紛争処理方法を再検討し、修復的な原理を苦情処理や懲罰手続に取り込むこと。
- 刑務所の外のコミュニティーとの新たな関係を構築し、受刑者がより広範な社会と和解し、そこに復帰する必要性を強調すること。

#### 4 原住民コミュニティーでの手法と政府によるその場しのぎの抵抗

議会や司法省は、コミュニティー権限の強化、拘禁代替策への転換、部族裁判所の推進といった政策を唱導してはいる。しかし、その実効性を確保するた

めの資金助成が行われているとはいいがたい。また、原住アメリカ人被拘禁者の増加阻止に役立ちうる多くの方策が検討されてはいるものの、部族裁判所を支援する動きに熱心さは見られない。確かに、1993年にインディアン部族裁判法は議会を通過しているが、これを推進するための助成は強化されていない。協力を謳い、個人間の衝突を嫌う原住民の文化的精神は、多数者の文化によるコミュニティー支配に対しても簡単には抵抗しないのである。原住アメリカ人は、権威を敬うように教えられており、権威に対する尊重がないところで、自分の権利を主張しないのである。それ故、原住民は、特に、遠く離れた民営刑務所のような不慣れな環境においても搾取と被害を受けやすいのである。

## 二 コメント

アメリカ原住民は、白人による征服と支配以来、長きにわたり欧米の司法制度に苛まれてきた。原住民が受けた弾圧の集団的経験、見知らぬイデオロギーの押し付け、文化的衝突、それ故の刑事司法に対する本来的な不信、これらのことすべてが、原住アメリカ人のアメリカ司法への不適應状況をもたらし、人口比において不釣り合いな数のインディアンが拘禁されることになっている事態に注目する必要がある。著者は、このプロセスを覆すため、第1に、刑事司法においても異なる文化的伝統に対する敬意を培うことを主張し、第2に、コミュニティーのトラウマと不和を癒すために、刑事司法において原住民の伝統的な紛争解決方法を再評価し、司法の最終的な判断権限の多くを部族に付与すべきだと説く。そして、第3に、刑事施設において原住民が拘禁される場合には、彼らを家族や支援システムに可能なかぎり接近させることによって、固有の文化システムからの隔離による司法の不適應と再犯への悪循環を回避させるよう配慮しなければならないとしている。

アフリカ系アメリカ人に対する刑事司法における差別的な法執行については、すでに長きにわたってその問題性が指摘されてきた。彼らの監獄闘争と刑事施

設における権利獲得は、1960年代以降、黒人解放運動の一環に位置づけられ、また、それ以来、被拘禁率の高さは、そうした差別の水準を集約的に表現するものとして意識されている。ところが、原住アメリカ人については、同じ問題がより先鋭に存在しながら、これが取り上げられる機会は少ない。その頻度の低さこそ、実は、この問題の深刻さを物語るものでもある。

確かに、アメリカ社会に同化しえなかったが故に維持された原住民コミュニティにおける「サークル」に具体化される和解的、全体論的、調和的な紛争解決の伝統は、応報的、階層的、敵対的な現在の刑事司法に対し、代替パラダイムのイメージを与えるものとして注目されつつある。しかし、本章では、そうした修復的司法と原住民文化への脚光の背後で見失われがちな、原住民に刑事施設がもたらす制度的差別の現状が意識的に取り上げられている。アフリカ系アメリカ人に対する関心と原住アメリカ人に対するそれとの落差を繰り返し指摘しながら、著者は、同化しえないインディアンに対する差別の実情を明らかにし、民営刑務所においてそうした差別がいかに助長され、拡大されるかを論理的に示す。そして、最終的には、施設拘禁という支配的な制裁の存在意義自体を問い返すのである。

周知のように、ゴッフマンは「類似の境遇にある多数の個々人が、相当期間にわたって社会から遮断されて、閉鎖的で堅苦しく管理された日常生活を共に送る居住と仕事の場所」となる施設を全制施設 (total institution) と規定し、老人ホーム、精神病院、兵営、寄宿学校、修道院などとともに、その代表例として刑務所をあげた。人々の生活は睡眠、仕事、余暇からなるが、この3種の行為は、異なる場所で、異なる参加者たちと、異なる権威にしたがって全体にわたる首尾一貫したプランのないままに行われるのが通例である。しかし、全制施設では、この3つの領域を区画する障壁の不在がその中心的な特徴となる。それ故、ここでは、外部社会のすべての機能を備えたひとつの擬似的なミクロ・コスモスが形成され、被収容者が生活するために必要な制度や装置が備えられる。衣食住に必要な仕組みのほか、学校、教会、病院、工場等々、社会

生活を構成するすべての要素がまがりなりにもそこには備えられることになる。

刑事施設に対するこうした理解が原住アメリカ人との関係において重要なのは、施設に備えられる社会的な制度・装置が、自己のコミュニティーにおけるものとはまったく異質なものである点に認められる。社会復帰行刑は、基本的には、そうした社会的な制度・装置を介して実現されている。また、行刑政策の改革は、これらの制度・装置の改良によって提供すべきサービスの水準を塙の外の一般社会に近づける方策、あるいは、被収容者が施設内部に用意された擬似的な制度・装置ではなく、外部社会の本物の制度・装置を直接利用できるようにする方策等、端的に行刑の社会化として呼ばれる施策の推進によって具体化されてきた。しかし、この指向は、施設の内部の制度・装置が、いかに外部の水準から劣るとはいえ、外部の一般社会の制度・装置と基本的に同一の方向性をもつ、同質のものであることを前提としている。

原住アメリカ人被拘禁者の場合、刑事施設に拘禁されるまでの裁判のプロセスばかりでなく、施設内の社会的な制度・装置が、彼らのコミュニティーとは異なる文化的伝統に根ざすものであることによって、彼らは二重の苦痛に晒されることになる。こうして、インディアン被拘禁者にとっては、家族やコミュニティーへのアクセスが他の被拘禁者とは比較にならぬほど重要な意味を持つことになる。しかし、この点でも民営刑務所の存在は大きな障害となる。なぜなら、独自の道德規範によって当局の手續に対し物言わぬインディアン受刑者は、稼働率を強く意識し被収容者確保を求める州外の遠く離れた民営刑務所に大量に移送されているからである。ここでは、社会復帰への関心は物理的に遮断されている。本章は、社会制度・装置としての刑務所に文化的少数者を拘禁することの矛盾が、民営刑務所によっていかに拡大され、施設の標榜する社会復帰理念に逆行する結果を招くかを説得的に示している点で興味深いといえる。

〈注〉

- (1) <http://www.motherjones.com/prisons/atias.html> なお、Department of Justice, Office of Justice Programs, Bureau of Justice Statistics, “American Indians and Crime,” Greenfield & Smith, Feb. ‘99, NCJ 173386. 参照。
- (2) <http://www.correct.state.ak.us>
- (3) Ruth Steinberger, Native Times. com. “Incarcerated Indians, Part 1,” 4-5, <http://www.okit.com/Justice4parts/justice1.html>
- (4) White House press conference, April 29, 1994.
- (5) これらの最高裁判決については、<http://sorrel.humboldt.edu/~jae1/emenLyng.html> の解説を参照。
- (6) <http://www.washingtonpost.com/wp-srv/national/longterm/supcourt/stories/062697a.htm>
- (7) <http://uaa.alaska.edu/pipermail/nn-dialogue/2001-April/000047.html>
- (8) Ada Pecos Melton, “Indigenous Justice systems and Tribal Society,” Tribal Court Clearinghouse: 1, <http://www.tribal-institute.org/articles/melton1.htm>
- (9) *Restorative Justice in the Prison Setting*: Andrew Coyle, as presented to a conference of the International Prison Chaplains Association, Driebergen, The Netherlands, 13 May 2001.